

令和6年第13回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和6年12月19日
2. 開催日時 令和6年12月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 11人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
6番	浅野	隆士委員
8番	岩田	好博委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
11番	青木	千恵子委員
12番	高田	住代委員
13番	岩田	重雄委員

6. 欠席委員
- | | | |
|----|----|------|
| 3番 | 古川 | 正敏委員 |
| 7番 | 林 | 鉄雄委員 |

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野	将弘
事務局次長	玉置	公司
書記	住	義之
書記	梅田	莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 土地区画整理事業の実施について

議案第41号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について

日程第6 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第13回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、12番高田住代委員、4番廣瀬普委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和6年11月12日から令和6年12月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第21号について、質疑等ありませんか。

○北村委員 番号4についてですが、登記簿地目が宅地で現況も雑種地の場合、転用届出は不要ではないでしょうか。現況が農地の場合は提出が必要だと思うのですが。

○事務局 当初は登記簿通りに宅地として利用していたのですが、途中で農地に造成し、柿畑として利用されていたと確認しております。時々事務局に土地現況確認申請書を提出し、固定資産課税を軽減するため農地台帳へ農地として登録する手続きを行う方々がいらっしゃいますが、同様の手続きを行い、課税地目を宅地から畑に変更されたと推測しています。その後貸駐車場として再び雑種地造成され、最近売買の相談が窓口であった際、農地として農地台帳に登録された状態のままと判明したので、本転用届とともに始末書が提出いただきました。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第２の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第３、農地法関連議案について議題とします。議案第３８号「農地法第３条の規定による許可申請書の審議について」、議案第３９号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第３８号番号１、第３８号番号２について、堤透委員ご意見ありますか

○堤 委 員 現場を見てきましたが、農機具が置いてありましたので、やる気が見受けられます。

○議 長 議案第３８号番号３、議案第３８号番号４、議案第３８号番号５について、青木千恵子委員ご意見ありますか。

○青木委員 事務局の説明通りで何も問題ないと思われます。よろしくお願いします。

○議 長 議案第３８号番号６について、古川正敏委員はお休みですが、問題ないと聞いております。

○議 長 議案第３９号番号１について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 事務局の説明通りで問題ないと思われます。除外申請で許可が出ています。よろしくお願いします。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は2時00分とします。
(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第38号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第38号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第38号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 議案第３８号番号４、番号５について、廣瀬普委員が関係者となりますので、退室をお願いします。
(廣瀬委員退出)
- 議 長 議案第３８号番号４について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３８号番号４について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第３８号番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３８号番号５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 廣瀬委員の入室を認めます。
(廣瀬委員入室)
- 議 長 議案第３８号番号６について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３８号番号６について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議長 議案第３９号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３９号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 日程第４、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第４０号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。
(農業経営基盤強化促進法旧法第１８条第３項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議長 議案第４０号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第４０号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 日程第５、農業振興地域の整備に関する法律関連議案についてを議題とします。議案第４１号「瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議長 議案第４１号については、内容にかんがみ、農地部会に付託したいと思いますが、農地部会に付託することに質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第41号について農地部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、農地部会に付託することに決定されました。

○議長 日程第6、その他について、農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○浅野委員 このリストは耕作されていない農地を挙げていますか。

○事務局 夏に推進委員がパトロールされた後の10月と、農地部会員のパトロール後の12月に分けて2回の通知文を送付しましたが、それでも改善されずに雑草が繁茂している農地をリストに挙げています。

○浅野委員 その中で相続税猶予制度適用農地が数件ありますが、耕作されていないのは問題だと思います。自分で耕作することを前提として、農業委員会で審議され、税務署によって制度が適用されるものなので、そういった農地所有者に対して荒廃農地の改善指導文書とは別に警告をしなければならないと考えています。前年度にも挙げられた場所に関しまして、注意しなければならないと思います。一時的には諸事情がある場合もあるかもしれませんが、少なくとも3年間荒廃状態が続いているのは駄目でしょうね。

○事務局 猶予制度に該当する農地がリストに挙がった場合は、警告も含めた通知文を別途送付するとともに、税務署にも報告する等、対応に努めます。

○北村委員 8月の農地パトロールで挙げられた農地や、通知文送付後に改善された農地、前年度も出た農地などを着色やマークを付けてほしいです。送付後にどれぐらい減少したのか効果を確認したいです。また、改善が見られない農地に関しまして、

農業委員と推進委員と戸別訪問するといった働きかけも必要になることも考慮したほうが良いと思います。

○事務局 その点を考慮して作成していきます。

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。

○議長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 これにて、瑞穂市農業委員会第13回総会を閉会いたします。